

貯水槽水道の衛生管理について

「水道法の一部を改正する法律」（平成 14 年 4 月 1 日施行）により水道法が改正され、貯水槽水道(※1)に関して水道事業者および設置者の責任を明確に定めることになりました。

また、従来まで管理責任が明確になっていなかった 10 m³以下の小規模受水槽についても、清掃や検査など適正な管理が求められるようになりました。

(※1) 水道水をいったん受水槽に受けた後、建物の利用者に飲み水として供給される施設の総称です。

貯水槽水道の管理方法

貯水槽水道設置者は、有効容量により次のように管理しなければなりません。

	簡易専用水道 (受水槽の有効容量が 10 m ³ 超)	小規模貯水槽水道 (受水槽の有効容量が 10 m ³ 以下)
管理基準の根拠	水道法 第 34 条の 2 水道法施行規則 第 55 条、56 条	給水条例(※2) 第 39 条 給水条例施行規則(※3) 第 24 条
管理内容	<ul style="list-style-type: none">・水槽の点検（1 年以内ごとに 1 回）・水槽の点検、汚染防止処置の実施・指定検査機関による管理状況の検査（年 1 回）・供給する水が人の健康を害する恐れがあることを知った時には、直ちに給水を停止し、関係者に周知する。	簡易専用水道の管理基準に準じる。 (※詳細は次頁の施行規則第 24 条による。)

(※2) 給水条例 : 群馬東部水道企業団給水条例

(※3) 給水条例施行規則 : 群馬東部水道企業団給水条例施行規則

群馬東部水道企業団では、以下のとおり給水条例及び給水条例施行規程において貯水槽水道や小規模貯水槽水道の管理について定めています。

○群馬東部水道企業団給水条例

(第6章 貯水槽水道)

(企業団の責務)

第38条 企業長は、貯水槽水道(法第14条第2項第5号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。)の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。

2 企業長は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

(設置者の責務)

第39条 貯水槽水道のうち簡易専用水道(法第3条第7項に定める簡易専用水道をいう。次項において同じ。)の設置者は、法第34条の2の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、企業長の定めるところにより、当該貯水槽を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

10 m³以下の小規模な
受水槽が該当

○群馬東部水道企業団給水条例施行規程

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及び自主検査、メーターの賠償)

第24条 条例第39条第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査は、次に定めるところによるものとする。

(1) 次に掲げる管理基準に従い、管理すること。

ア 水槽の清掃を1年以内ごとに1回、定期に行うこと。

イ 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。

ウ 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めるときは、水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。

エ 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

(2) 前号の管理に関し、1年以内ごとに1回、定期に、簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者が給水栓における水の色、濁り、臭い、味に関する検査及び残留塩素の有無に関する水質の検査を行うこと。

(3) メーターに関し、保管者が管理義務を怠ったためにメーターを亡失又はき損した場合は、その賠償額を弁償しなければならない。

2 メーターの賠償額は、時価の範囲内でその都度企業長が定める。

3 企業長は、メーターの亡失又はき損の事由が自然災害等不可抗力であると認めた場合、当該保管者の損害額の弁償を免除する。